

議案第55号

守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例案

守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成29年9月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例

守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例（平成5年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前					改 正 後						
第1条から第10条まで 略					第1条から第10条まで 略						
(事業系一般廃棄物の処理の委託)					(事業系一般廃棄物の処理の委託)						
第10条の2 略					第10条の2 略						
<u>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める事業者が排出する一般廃棄物については、市が収集、運搬及び処分することができる。</u>											
第11条から第19条まで 略					第11条から第19条まで 略						
別表第1（第15条第1項関係）					別表第1（第15条第1項関係）						
一般廃棄物区分		収集及び運搬区分	取扱区分	単位	手数料	一般廃棄物区分		収集及び運搬区分	取扱区分	単位	手数料
可燃	略					可燃	略				
ごみ	事業活動に伴って排出されるもの	定期	1回の平均排出量が45リットル袋で3袋		無料	ごみ	事業活動に伴って排出されるもの				

		以下かつ15キ ログラム以下 のものもの収 集、運搬及び 処分					
		略				略	
略					略		
備考 略					備考 略		
以下 略					以下 略		

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。